

税務キャッチ・アップ

法人税関係

第4次産業革命に対応した研究開発税制

1 はじめに

平成29年度の税制改正では「試験研究費」の範囲の見直しが行われ、試験研究を行った場合の税額控除制度(以下「研究開発税制」という)の支援対象に、これまでの製造業による「モノ作り」の研究開発に加え、ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の「サービス」の開発も新たに追加される。

本稿においては、研究開発税制について税制改正大綱に基づき現行制度を踏まえ実務上留意すべき点を検討する。

2 試験研究費の範囲の見直し

現行制度では、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用とされている。ここでいう試験研究は、工学的・自然科学的な基礎研究、応用研究及び開発・工業化等を意味するもので、必ずしも新製品や新技術に限らず、現に生産中の製品の製造や既存の技術の改良等のための試験研究であってもよいと考えられている。

改正後は、第4次産業革命型の新たなサービスの開発に係る試験研究費が対象に追加され、対象となる事例としてドローン、人工衛星、センサーやウェアラブルデバイス等を活用した自然災害予測サービス、農業支援サービス、ヘルスケアサービス、

観光サービスなどが示されている。事例で示されたサービスでは、データ収集・分析の上での確かな予測の提供や効果的な情報の配信などの新たなサービスの設計・運用といった高付加価値が期待されるビジネスモデルが掲げられていることから、研究開発税制の適用事業者数は今後拡大するものと考えられる(措法42の4⑥一)。

3 実務上の留意点

(1) サービス開発のイメージ

企業会計でいう研究開発には、従来にはないサービスに関する発想を導き出すための調査・探究も含まれているが、改正後の試験研究費の範囲との異同点を検討の上で税額控除の対象となりうる部分を明確に区分して把握することが求められる。

税額控除の対象となる第4次産業革命型のサービス開発のイメージは、IoT、ビッグデータ、AI等の活用であり、センサー等を活用して自動的に種々様々なデータを収集、専門家がAI等の情報解析技術によってデータを分析、データの分析によって得られた一定の法則性を利用して得られた新たなサービスを設計、当該サービスの再現性を確かめるという過程として示されている。

(2) 人件費の集計

試験研究費は複数の勘定科目にわたり処理されるケースが多いため、その範囲や集計対象を

あらかじめ考慮の上、設定しておくことが重要となってくる。

特に人件費の集計に当たっては、試験研究部門全体の集計ではなく各人別の集計と従事状況とを照合した上で、税額控除の対象となりうる人件費が適正に集計されているかを確認することが必要である。

(3) 兼任者の人件費の取扱い

「試験研究費税額控除制度における人件費に係る『専ら』要件の税務上の取扱いについて(通知)課法2-28(H15.12.25日)」において、兼任者の人件費についての従来の取扱いが示されているので、情報解析専門家の人件費の検討にあたり参考として掲げる。

4 おわりに

研究開発税制が業種・分野を限定することなく幅広い業種・分野での適用可能性を拡充したことで、あらゆる産業の革新的なイノベーションに資する制度として、企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進するものと期待されている。将来の競争力を高めるために多くの企業がこれらの制度を有効活用されることを望みたい。なお、今後公表される予定の法令通達等には十分に留意されたい。

(右山研究グループ
税理士 杉山 一紀)